

資料10 (午後)	平成26年3月20日 (木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
保健福祉局高齢障害部障害企画課	

## 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設（事業所）においては、条例により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところです。

(参考) 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(抄)

※ 障害者支援施設（生活介護を実施する施設）においても、同様の規定あり。

第79条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

### 平成26年4月から以下のとおり取り扱いは変わります。



生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設（事業所）については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、**医師の配置をしないことが可能となります。**

ただし、その場合、**本体報酬において減算**が適用されます。(減算割合は、**利用者一人当たり12単位/日**)

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について、平成26年4月以降も従前とおりに医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなします。

この届出書については、本年4月中に届出が受理された場合にかぎり、4月1日に遡って適用します。

なお、医師を配置しない場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていますので、取扱いにはご留意ください。